

# 株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2023 年 12 月 5 日

八千代工業株式会社

2023年12月5日

埼玉県狭山市柏原 393 番地  
八千代工業株式会社  
代表取締役社長 可知 浩幸

### 株式売渡請求に関する事前開示事項

#### (会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に定める事前開示書類)

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）である本田技研工業株式会社（以下「本田技研工業」といいます。）から、本日付で、会社法第 179 条第 1 項の規定に基づき、当社の株主の全員（但し、本田技研工業及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（以下「本売渡株式」といいます。）を本田技研工業に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受領し、本日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

#### 1. 特別支配株主の氏名及び住所（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 1 号）

氏名：本田技研工業株式会社

住所：東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号

#### 2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）

本田技研工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 1,390 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2024 年 1 月 12 日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

本田技研工業は、本売渡対価を、本田技研工業の現預金により支払うことを予定しております。本田技研工業は、公開買付届出書の添付資料として 2023 年 10 月 4 日時点の本田技研工業の残高証明書を提出しており、また、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について本田技研工業が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないよう留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号）

(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式売渡請求は、本田技研工業による、2023 年 10 月 5 日から 2023 年 11 月 20 日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果、本田技研工業が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、本売渡株式を取得することにより当社の株主を本田技研工業のみとし、株式を非公開化すること（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を目

的とする取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。なお、本公開買付け及び本完全子会社化手続の完了を前提条件として、本田技研工業が、当社が所有する合志技研工業株式会社（以下「合志技研」といいます。）の株式の全てを当社より取得する取引（以下「合志技研工業株式取得」といいます。）及び本田技研工業グループ（本田技研工業並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社を総称していいます。）に属する Honda South America Ltda. が所有する Yachiyo Do Brasil Industria E Comercio De Pecas Ltda. の株式の全てを当社に譲渡する取引（以下「YBI 株式譲渡」といいます。）を実施し、YBI 株式譲渡の完了を前提条件として、Yachiyo India Manufacturing Private Ltd.（以下「YIM」といいます。）の株式について、当社（議決権保有割合：88.2%）及び Asian Honda Motor Co., Ltd.（以下「ASH」といいます。）（議決権保有割合：11.8%）の所有分全てをマザーサン・インターナショナル（以下に定義します。）に譲渡する取引（以下「YIM 株式譲渡」といい、YBI 株式譲渡と併せて「本現地子会社株式譲渡」と総称します。また、合志技研工業株式取得及び本現地子会社株式譲渡を併せて「本付随取引」と総称します。）を実施し、本付随取引の完了を前提条件として、本田技研工業が所有する当社の議決権の 81.0%に相当する当社株式を SMRC Automotives Techno Minority Holdings B.V. が議決権の全てを保有する SMRC Automotive Holdings Netherlands B.V.（以下「マザーサン」といい、SMRC Automotives Techno Minority Holdings B.V.の親会社である Samvardhana Motherson International Limited（以下「マザーサン・インターナショナル」といいます。）が資本関係を有する全ての会社で構成される企業集団を総称して「マザーサン・グループ」又は「本戦略パートナー最終候補」といいます。）に譲渡する取引（以下「本取引」といいます。）が予定されております。本取引の詳細については、当社が 2023 年 10 月 4 日に公表した「支配株主である本田技研工業株式会社（証券コード：7267）による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（同年 10 月 11 日付「(変更)「支配株主である本田技研工業株式会社（証券コード：7267）による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び同年 10 月 16 日付「(変更)「支配株主である本田技研工業株式会社（証券コード：7267）による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」による変更を含み、以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」をご参照ください。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の過程

及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2023年7月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本田技研工業との初期的な検討・協議の開始に備えて、本公開買付価格及びその他の本取引の公正性を担保すべく、2022年3月中旬に、本田技研工業、当社及び合志技研工業から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、2022年6月上旬に、本田技研工業、当社及び合志技研工業から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。また、当社は、2022年7月上旬に本田技研工業から、本田技研工業が当社株式の全て（但し、本田技研工業が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を本公開買付け及び本完全子会社化手続を通じて取得し、当社を完全子会社化した上で、当社が所有する合志技研工業の株式の全てを本田技研工業が取得し、当社株式を本戦略パートナー最終候補へ売却する一連の取引の実施に関する初期的な提案（以下「本提案」といいます。）を受け、本提案を検討するための当社の取締役会の諮問機関として、同年8月2日に特別委員会を設置いたしました。その後、当社は、2023年6月中旬に、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンから独立した第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を選任しております。

その上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券より取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（SMB C日興証券）」といいます。）及びブルータスより取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（ブルータス）」といいます。）の内容を踏まえつつ、2023年7月3日に特別委員会から提出を受けた答申書（以下「2023年7月3日付答申書」といいます。）（2023年7月3日付答申書の概要及び特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について当社の企業価値向上等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

自動車業界を取り巻く環境は劇的な変革期を迎えており、具体的には、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出規制をはじめとした各種環境規制の世界的な厳格化等の外部環境の変化の中、電動車両の普及を実現するための電動化の流れが世界的に加速しておりま

す。当社においては今後、電動化の進展を受け、燃料タンク事業については、本田技研工業グループが2040年にグローバルで電動車両の販売比率を100%にするという方針により、当社の各生産拠点において、2030年前後には生産能力の適正化等の合理化を検討していく必要があると想定しております。さらに、中国をはじめとした新興メーカーの技術競争力の向上により、競争環境が激化することも想定しております。つまり、自動車メーカー及び自動車部品メーカーが、今後、合従連衡等で効率化・合理化を加速させる結果、材料・仕様・製法等で共用化、流用化が進み、自動車部品メーカー間での差別化要素が縮小すると考えております。

また、樹脂事業においては、電動化による自動車メーカーからの要求仕様の変化及びカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー等の社会要請からくるニーズ変化に対応できる技術力・提案力が今後一層求められると考えております。また、当社のサンルーフ事業においては、電動車両の増加による車両価格の高騰、重量増加等の影響により、新たな付加価値の提供が必要となるため、事業改革の推進の必要性があると考えております。

さらに、二輪事業を担う合志技研工業においては、今後電動化が加速することを踏まえ、主力部品である排気系部品について早期に事業展開の方向性を検討し、事業環境の変化に備える必要があると認識しております。現状、二輪のガソリン車の販売台数のピークと想定される2030年までは、合志技研工業の既存取扱い部品を取りこぼすことなく受注して収益を確保の上、事業環境の変化に対応できる商品開発、生産技術開発が必要となっております。この状況に加え、インドをはじめとした海外のローカルメーカーの品質向上、技術進化により、生産効率の改善が行われ、コスト領域だけでなく、品質、デリバリー領域でも合志技研工業の脅威となっていると認識しております。

このような環境下、当社グループ(当社及びその連結子会社を総称していいます。)は長期的にみると、第三者のパートナーとの協業が必須であると考え、また、現状の資本構造を維持したままでは、本田技研工業グループとしての経営管理、事業運営、オペレーションに優先的に経営資源を割かなければならず、当社グループの抜本的な事業ポートフォリオの迅速な転換は困難であると考えました。そして、主に以下の観点から、第三者のパートナーを検討した結果、マザーサン・グループが最適なパートナーの一つであると判断いたしました。

#### (i) 事業変革を可能とする十分な企業体力を有すること

当社は、既存事業の盤石化や事業ポートフォリオの転換が必要であると考えました。既存事業の盤石化や事業ポートフォリオの転換には、研究開発をはじめとした投資等を迅速に行う必要があります。第三者のパートナーにおいて企業体力を有することが必要と考えました。

(ii) グローバル規模で事業展開しており、本田技研工業グループを中心とした自動車メーカーの生産要請に対応できる生産インフラを保有していること

当社は、グローバルサプライヤーの果たすべき役割として、提案力、競争力を発揮していく必要があると考えております。そのため、第三者のパートナーにおいて、自動車メーカーの生産要請にグローバル規模で対応できる生産インフラを保有していることが必要と考えました。

(iii) 短期及び中長期で当社と事業シナジーを発揮できること

当社は、短期的にはサンルーフの本田技研工業グループ以外の自動車メーカーへの販路拡大及び樹脂部品のラインナップ拡充並びに中長期的には樹脂モジュール製品の事業化及びサステイナブルマテリアル材技術の活用による競争力向上を遂げることを企図しております。そのため、第三者のパートナーにおいて、当社の目指すカーボンニュートラルへ向けた戦略の方向性が合致していることが必要と考えました。

(iv) 企業価値向上に資する経営マネジメントが可能なこと

当社は、第三者のパートナーの人材、技術リソース・ノウハウ等を有効活用することで、今後の事業展開を加速できると考えました。また、第三者のパートナーとの連携を推進し、関係性を強固にすることで競争力向上、企業価値向上を図ります。そのため、第三者のパートナーにおいて、当該目的達成のために十分な経営マネジメントノウハウを有していることが必要と考えました。

(v) 事業拡大の可能性ある販路、顧客ネットワークを有すること

当社は、本取引を通じて、サンルーフ及び樹脂部品を中心とした積極的な販路拡大により、本田技研工業グループ以外の自動車メーカーへの販路拡大による事業拡大も図る予定です。そのため、第三者のパートナーにおいて、事業拡大の可能性ある販路、顧客ネットワークを有することが必要と考えました。

本取引は、当社として、既存事業の盤石化や事業ポートフォリオの転換が必要な環境の下で、マザーサン・グループ傘下に入ることで、短期的にはサンルーフの本田技研工業グループ以外の自動車メーカーへの販路拡大や樹脂部品のラインナップ拡充及び中長期的には樹脂モジュール製品の事業化やサステイナブルマテリアル材技術の活用による競争力向上を遂げ、当社としての企業価値向上を目的としたものです。具体的な施策及び事業シナジーとしては、以下のものを想定しております。

(i) 顧客ポートフォリオの補完

当社は、顧客ポートフォリオの補完を行い、本田技研工業グループ以外との取引の拡大を想定しております。マザーサン・グループは日系の自動車メーカーとの取引は少ない一方で、欧州の自動車メーカーとの取引は多く、欧州の自動車メーカー向けの取引で培われた技術力等を梃子にして日系の自動車メーカーとの取引も強化し、グローバルでの売上拡大を企図しております。当社としては、マザーサン・グループとの連携を通じて、2030年頃には当社の取引の多くが本田技研工業グループ以外となることを目指しております。

(ii) 地域ポートフォリオの補完

当社は、地域ポートフォリオの補完を行うことで、マザーサン・グループ及び当社でのグローバルでの製造拠点の確立を想定しております。生産拠点については、マザーサン・グループは日本以外のアジアには相応の数の生産拠点があるものの、日本及び北米南部の生産拠点は比較的少なく、当社グループは日本及び北米南部に生産拠点を構えているため、マザーサン・グループと当社との間で相互に補完が可能となります。

(iii) 製造ポートフォリオの補完

マザーサン・グループとしては、事業の中核を担い売上に大きく貢献するモジュール製品を事業ポートフォリオに有しておりません。そこで、当社グループが有する世界シェア上位のサンルーフというモジュール製品を獲得することで、事業の中核を担うモジュール製品を持つことが可能となります。また、当社グループは樹脂モジュール製品の研究開発を進めており、マザーサン・グループの持つ量産技術やノウハウを共有することで、シナジーの発揮が可能になると考えております。

他方で、合志技研工業の有する二輪事業においても、今後電動化が加速すると予測されており、合志技研工業の主力製品であるマフラー等の排気系部品の需要が変化することが見込まれております。合志技研工業のさらなる事業拡大のためには、世界トップレベルのメーカーである本田技研工業グループの傘下となり、機能部品の製品ラインナップを拡充し、需要のある地域における供給台数を拡大していく必要があると考えております。

以上のことから、四輪事業と二輪事業を分離させ、各事業の経営課題に沿ったビジネスパートナーの傘下に入り、シナジーを実現することが当社及び合志技研工業のそれぞれの企業価値の向上に資すると考えております。



また、本取引の諸条件等のうち本公開買付価格については、当社は、2022年11月下旬に本田技研工業より価格についての協議開始の提案を受けたことに対応し、SMB C日興証券より、当社株式の財務的見地からの助言を得るとともに、特別委員会からの意見も参照しつつ、本田技研工業と協議を重ねてまいりました。その結果、2023年7月3日に、本田技研工業から、以下に記載するとおり当社の株主の皆様に対して市場株価と比較して合理的な水準のプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供する価格であると当社が判断する、本公開買付価格を1株当たり1,390円とする最終提案を受けるに至りました。

そして、2023年7月3日の本田技研工業の最終提案を受け、当社は、特別委員会から2023年7月3日付で2023年7月3日付答申書の提出を受けました。その上で、当社は、2023年7月4日開催の取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言及びSMB C日興証券から受けた財務的見地からの助言の内容を踏まえつつ、特別委員会から提出された2023年7月3日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社としては、2023年7月4日開催の取締役会において、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至りました。

また、(i) 本公開買付価格が、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、本株式価値算定書(SMB C日興証券)におけるSMB C日興証券による当社の株式価値の算定結果のうち、市場株価法による算定結果の範囲を上回っており、類似上場会社比較法及びDCF法による算定結果の範囲内であること、また、本株式価値算定書(プルータス)におけるプルータスによる当社の株式価値の算定結果のうち、市場株価法による算定結果の範囲を上回っており、DCF法による算定結果の範囲内であること、(ii) 本公開買付価格が、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、2023年7月3日付でトラスティーズ・アドバイザー株式会社(以下「トラスティーズ」といいます。)から取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(トラスティーズ)」)におけるトラスティーズによる当社の株式価値の算定結果のうち、類似公開会社比準法による算定結果の範囲を下回っているものの、市場株価法による算定結果の範囲を上回っており、DCF法による算定結果の範囲内であること、(iii) 本公開買付価格が、東京証券取引所スタンダード市場における、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2023年7月3日の当社株式の終値1,168円に対して19.01%、同日

までの過去1ヶ月間（2023年6月4日から同年7月3日まで）の終値の単純平均値1,071円に対して29.79%、同日までの過去3ヶ月間（2023年4月4日から同年7月3日まで）の終値の単純平均値1,104円に対して25.91%、同日までの過去6ヶ月間（2023年1月4日から同年7月3日まで）の終値の単純平均値1,132円に対して22.79%のプレミアムがそれぞれ加算されておりSMB C日興証券から提供された、「公正なM&Aの在り方に関する指針（経済産業省）」（以下「M&A指針」といいます。）が公開された2019年6月28日以降に公表された親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準と比較して高いとはいえないものの、2019年6月28日以降の47件の類似事例のうち、直前営業日の終値に対するプレミアムが30%未満である事例が11件と相当数存在することから、総合的に見て、直近の類似事例と比べて遜色のない水準にあり、本公開買付けには合理的な水準のプレミアムが付されていると考えられること、(iv) 本公開買付けの決定に際しては、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v) 本公開買付けが、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社と本田技研工業との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案され、初回提示価格より67.9%引き上げたこと、(vi) プルータスから、本公開買付けである1,390円は当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨のフェアネス・オピニオンを取得していること等を踏まえ、2023年7月4日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的な水準のプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

なお、本公開買付け価格は、当社の2023年3月31日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます（但し、当社及び特別委員会としては、当社は清算を予定しているわけではないため、見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。）。また、純資産額は、当社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えております。

以上より、2023年7月4日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見

を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2023年9月上旬、本田技研工業から、マザーサン・グループよりYIM株式譲渡のストラクチャー変更を行いたい旨の伝達を受けました（2023年7月4日時点のYIM株式譲渡のストラクチャーは、本田技研工業グループに属するASHが所有するYIM株式の全てについて、当社に譲渡することを予定しておりました。）。そこで、本田技研工業及びマザーサン・グループとの間で、ストラクチャー変更の内容について検討・協議した結果、2023年10月4日、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、Framework Agreement of Business Reorganization（以下「本基本契約」といいます。）の一部を変更し、本基本契約のうちYIM株式譲渡のストラクチャーに関する部分を変更することについて、本田技研工業及びマザーサン・グループと合意しました。

また、当社は、2023年9月15日、本田技研工業から、マザーサンによる各国（中国、米国、ブラジル）の競争当局の企業結合に関する届出許可（以下「本競争法クリアランス」と総称し、各届出許可を個別に「中国クリアランス」、「米国クリアランス」、「ブラジルクリアランス」といいます。）について、ブラジルクリアランスは同年9月4日に取得済みである旨、中国クリアランスは同年9月中に取得見込みである旨、米国クリアランスは同年10月11日に法定の待機期間が満了し、同日に取得見込みである旨マザーサンから連絡を受けたことの伝達を受けるとともに、遅くとも公開買付け期間中には全ての本競争法クリアランスが取得できるとの判断のもと、一定の前提条件（詳細は、本意見表明プレスリリースの「4. 当社の株主による本公開買付けへの応募その他本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本基本契約」をご参照ください。以下「本前提条件」といいます。）のうち、本公開買付け開始時点で未取得の本競争法クリアランスの取得については放棄した上で、その他の本前提条件が充足（又は本田技研工業により放棄）されることを前提に、本公開買付けを同年10月5日から開始したい旨の伝達を受けました。これを踏まえ、2023年9月25日、当社は、当社の特別委員会に対して、特別委員会が2023年7月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。そして、2023年9月26日、当社は、本田技研工業から、米国クリアランスは依然として同年10月11日に取得見込みである旨、及び、中国クリアランスは中国の競争当局から追加質問があったため取得の見込み時期が後ろ倒しになったものの、同年10月中旬には取得見込みである旨マザーサンから連絡を受けたことの伝達を受けるとともに、公開買付け期間中には米国クリアランス及び中国クリアランスが取得できるとの判断のもと、本前提条件のうち米国クリアラ

ンス及び中国クリアランスの取得については放棄した上で、その他の本前提条件が充足（又は本田技研工業により放棄）されることを前提に、本公開買付けを同年10月5日から開始したい旨の伝達を受けました。その後、2023年10月4日、当社は特別委員会から、本諮問対象取引（下記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」において定義します。）が当社の少数株主にとって不利益でない旨の特別委員会の意見に変更はないことを内容とする2023年10月4日付答申書を取得いたしました。

当社は、2023年10月4日付答申書の内容及び2023年7月4日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、2023年10月4日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が高まりこそすれ、薄れることはなく、2023年7月4日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2023年10月4日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2023年11月21日、本田技研工業より、本公開買付けの結果について、当社株式9,947,966株の応募があり、買付予定数の下限（3,904,850株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、本田技研工業がその全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、2023年11月28日（本公開買付けの決済の開始日）付で、本田技研工業は、当社株式22,079,416株（所有割合（注）：91.83%）を所有するに至り、当社の特別支配株主となっております。

（注）「所有割合」とは、当社が2023年11月10日に提出した第71期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（24,042,700株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（29,465株）（但し、同日現在において役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託が所有する対象者株式59,876株を除きます。）を控除した株式数（24,013,235株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

このような経緯を経て、当社は、本田技研工業より、2023年12月5日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けまし

た。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(i) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、2023年12月5日付当社取締役会決議において、本取引に際して設置された特別委員会の意見を最大限尊重したうえ、本取引が当社グループの企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき1,390円の対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられていること等から、本売渡株主にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii) 本田技研工業によれば、本田技研工業において、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する可能性も認識していないことであること等から、本田技研工業による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降、2023年12月5日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、本田技研工業からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価格に設定されている本売渡対価の総額その他の上記「2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）」の「(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）」についての定めは相当であると判断しております。

#### (2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本田技研工業及び当社は、2023年10月4日時点において、本田技研工業が当社を連結子会社としており、本公開買

付けに関する意見表明、本完全子会社化手続及び当社が所有する合志技研工業の株式の全てを本田技研工業に譲渡（以下「合志技研工業株式譲渡」といいます。）することを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、当社における本取引の検討において構造的な利益相反問題が生じ得ることを鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、それぞれ以下の措置を実施いたしました。

なお、本田技研工業は、本公開買付けの公表日（2023年10月4日）時点において、当社株式12,103,950株（所有割合：50.41%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定していないとのことですが、本田技研工業及び当社は、本田技研工業及び当社において以下の措置を講じていることから、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち本田技研工業において実施した措置に関する記載については、本田技研工業から受けた説明に基づくものです。

- ① 本田技研工業における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得  
本田技研工業は、本公開買付価格を決定するにあたり、本田技研工業、当社及び合志技研工業から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2023年7月3日付で本株式価値算定書（みずほ証券）を取得して参考にしたとのことです。なお、みずほ証券は、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本田技研工業は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の諸要素を総合的に考慮し、かつ、当社及び本戦略パートナー最終候補との協議・交渉を経て本公開買付価格を判断・決定しているため、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。詳細については、本意見表明プレスリリースの「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「(1) 算定の基礎」をご参照ください。
- ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得  
ア. SMBC日興証券による株式価値算定書の取得

当社は、本田技研工業から提示された本公開買付価格（1,390円）に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券より本株式価値算定書（SMB C日興証券）を取得しております。本株式価値算定書（SMB C日興証券）の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

なお、SMB C日興証券は、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。特別委員会は、SMB C日興証券の独立性に問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として承認しております。また、当社は、SMB C日興証券より本公開買付価格（1,390円）の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。なお、SMB C日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系によりSMB C日興証券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。

#### イ. プルータスによる株式価値算定書の取得

当社は、本田技研工業から提示された本公開買付価格（1,390円）に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンから独立した第三者算定機関であるプルータスより本株式価値算定書（プルータス）を取得しております。本株式価値算定書（プルータス）の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

なお、プルータスは、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。特別委員会は、プルータスの独立性に問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として承認しております。また、当社は、プルータスより本公開買付価格（1,390円）の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。なお、プルータスに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

#### ③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する意見表明、本完全子会社化手続及び合志技研工業株式譲渡を含む本取引に関する意思決定過程における公正性、客観性及び合理性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する意見表明、本完全子会社化手続及び合志技研工業株式譲渡を含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な

法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、特別委員会は、第1回の特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認いたしました。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

#### ④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引を前提として行われる、本公開買付けに関する意見表明、本完全子会社化手続及び合志技研工業株式譲渡（総称して、以下「本諮問対象取引」といいます。なお、本現地子会社株式譲渡及び当社株式譲渡（当社の議決権の81.0%に相当する当社株式をマザーサンに譲渡することをいいます。）については本諮問対象取引に含まれておりません。）に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2022年7月18日、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンとの間に重要な利害関係を有しない、当社の社外取締役である藤井康裕氏、当社の社外監査役である松本卓也氏及び社外有識者でありM&A取引に関する知見が豊富である松田繁氏（公認会計士、松田公認会計士事務所）の3名から構成される特別委員会を設置いたしました。

なお、当社は、特別委員会の設置に係る取締役会決議に際し、当社の取締役会が特別委員会の判断内容を最大限尊重し、特別委員会が本諮問対象取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととすることを決議するとともに、特別委員会が、当社の費用負担の下、独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任することができることを決議いたしました。

当社は、特別委員会に対し、(a) 本諮問対象取引の目的は合理的と認められるか（本諮問対象取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(b) 本諮問対象取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、(c) 本諮問対象取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) 上記(a)から(c)を踏まえ、本諮問対象取引が当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか及び(e) 当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました（なお、特別委員会設置後に、合志技研工業株式譲渡についてのみ本諮問事項に追加しております。）。

特別委員会は、2022年8月9日から2023年7月3日までの間に合計26回、約29時間にわたって開催され、本諮問事項に関し、協議及び検討を行いました。具体的には、特別委員会は、まず、複数のリーガル・アドバイザー並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、2022年8月24日、本田技研工業、当社及び合志技研工業から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を、同日、本田技研工業、当



社及び合志技研工業から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてトラスティーズを選任いたしました。特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所及びトラスティーズが本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンの関連当事者には該当しないこと及び、本公開買付けに関する意見表明、本完全子会社化手続及び合志技研工業株式譲渡を含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性に問題がないことを確認いたしました。

また、特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券、第三者算定機関であるプルータス並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認いたしました。

さらに、特別委員会は、下記「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり当社が社内に構築した本諮問対象取引の検討体制（本諮問対象取引に係る検討、交渉及び判断に関する当社の役員等の範囲を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をいたしました。

その後、特別委員会においては、(a) 本田技研工業から本現地子会社株式譲渡を除く本取引の提案内容及び本現地子会社株式譲渡を除く本取引の目的並びに本現地子会社株式譲渡を除く本取引によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) 当社取締役から本現地子会社株式譲渡を除く本取引の提案を受けた経緯、本現地子会社株式譲渡を除く本取引の目的、本田技研工業の提案内容についての当社の考え及び本現地子会社株式譲渡を除く本取引が当社の企業価値に与える影響、当社の、当社より提出した2024年3月期から2026年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと（なお、特別委員会は、トラスティーズから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、当社が作成した本事業計画について、当社との質疑応答を経て、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等を確認し、本事業計画を承認しております。）、(c) SMBC日興証券、プルータス及びトラスティーズから当社の株式価値算定の結果についての説明並びにSMBC日興証券及びトラスティーズから本取引のスキームについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所から、本諮問対象取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本諮問対象取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと並びに (e) 提出された本現地子会社株式譲渡を除く本取引に係る関連資料等により、本諮問対象取引に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行いました。なお、特別委員会は、当社から、本田技研工業と当社との間における本諮問対象取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本田技研工業から本公開買付価格についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り当社との間で

交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、本田技研工業との交渉過程に関与いたしました。

以上の経緯で、特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2023年7月3日、当社の取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする2023年7月3日付答申書を提出いたしました。

#### ア. 答申内容

- (ア) 本諮問対象取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められる。
- (イ) (i) 本諮問対象取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性・妥当性が確保されていることが認められ、(ii) 本諮問対象取引において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていることが認められる。また、本諮問対象取引は、当社の少数株主にとって不利益でないと認められる。
- (ウ) 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である。

#### イ. 答申の理由

- (ア) 以下の理由により、本諮問対象取引は当社の企業価値向上に資するものとして正当であると認められる。
  - ・ 当社の現状及び重要な課題の認識については、矛盾した点や一見して客観的事実に反している点もなく、合理的なものであると認められる。
  - ・ 当社の今後の事業展開に関する課題に寄与する方策(M&Aを含むがこれに限られない。)を講じることは、(個別に当該方策に係るリスクや当該方策に伴うデメリットを勘案する必要はあるものの、一般論としては) 当社の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。
  - ・ 当社は、本諮問対象取引のうち本田技研工業によるマザーサンへの当社株式譲渡について、マザーサン・グループが最適なパートナーの一つであると判断している。その上で、本取引によって、当社グループ(合志技研工業グループを除く。)において、短期的にはサンルーフの本田技研工業グループ以外の自動車メーカーへの販路拡大や樹脂製品のラインナップ拡充及び中長期的には樹脂モジュール製品の事業化やサステイナブルマテリアル材技術の活用による競争力向上を遂げ、当社としての企業価値向上を目指せると考えていることが認められるとする当社の認識及び説明にも、特に不合理な点は認められない。
  - ・ 当社と本田技研工業とは既に密接な関係にあるため、本取引を行わずとも、本取引により期待されるのと同様又はそれ以上の企業価値の向上が見込まれる可能性もあり得るが、本取引は、企業価値の向上の観点から、他のあり得る手段と比較しても優位性を有する取引であると考えられる。
  - ・ 本取引に伴うデメリットはいずれも対処可能な内容であり、大きなデメリットが存在しないことが確認でき、本取引実行後において主要顧客である本田

技研工業との取引関係が大きく変化することはないものと見込まれることからすれば、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと考えられることができる。

- ・ 本取引のシナジーに対する本田技研工業の認識と当社の認識との間に齟齬がなく、マザーサンによる本取引によるシナジーに関する説明は当社によるシナジーに関する回答及び本田技研工業の説明と軌を一にするものであると認められる。
- ・ 以上のとおり、当社において今後の課題と認識されている点に関して、本取引はこれらの課題のいずれにも資することが認められる。
- ・ 本取引の実施の理由として挙げられた点については、本田技研工業のみならず自動車業界全体の潮流を踏まえたものといえ、不合理なものとは認められない。
- ・ 本取引後のシナジーが見込まれる要素についても一定の具体性のある説明がされており、当社側の説明と本田技研工業側及びマザーサン側の説明とで、矛盾している点や大きな認識の齟齬がない。
- ・ 他の手法を用いるよりも、本取引を実施することが、目的実現のための手段としても優位性を有すると認められる。
- ・ 本取引を前提として行われる本諮問対象取引が当社の企業価値向上に資することが認められるほか、本諮問対象取引によるデメリットも大きなものは見当たらない。なお、本諮問対象取引の一環としていったん完全子会社化を経るという手段について不相当な点は見当たらない。

(イ) 以下の理由により、本諮問対象取引においては、公正な手続を通じて当社の一般株主への利益の十分な配慮がなされていると認められる。

- ・ 特別委員会は、当社の独立社外取締役1名、独立社外監査役1名及び独立した専門家1名の計3名により構成される委員会であり、特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。
- ・ 当社においては、本公開買付けに係る決議にあたり、本田技研工業の出身者（2021年6月付で当社に転籍）であり合志技研工業の代表取締役である志賀幸光氏を除く4名（可知浩幸氏、三島清憲氏、飯田藤雄氏及び特別委員会の委員である藤井康裕氏）が審議及び決議をすることが想定され、当社の取締役のうち代表取締役社長の可知浩幸氏は、本田技研工業の出身者（2022年4月付で当社に転籍）であり合志技研工業の取締役であるが、特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の助言を踏まえると、同氏が本諮問対象取引に関する検討及び買付者との交渉に参加することにつき、独立性及び公正性の観点から問題がないものと判断できる。また、特別委員会が確認した当社の事業計画の更新に係る当社の取締役会議に志賀幸光氏が参加した事実が認められるが、当社における意思決定プロセスの公正性に疑義を差し挟む事情であるとまでは認められない。したがっ

て、当社における意思決定プロセスに、公正性に疑義のある点は見当たらない。

- ・ 当社取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から独立した専門的助言を受けている。
- ・ 当社取締役会は、独立した第三者算定機関である、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券及びプルータスから、それぞれ本株式価値算定書（SMB C日興証券）及び本株式価値算定書（プルータス）を取得しているほか、プルータスからはフェアネス・オピニオンを取得している。本株式価値算定書（SMB C日興証券）及び本株式価値算定書（プルータス）においては、複数の算定方法が採用されており、恣意的な価格の算定がされないよう配慮がされている。また、こうした算定の前提となる当社の事業計画の作成にあたって、本田技研工業の役職員による恣意的行動があった事実は認められず、算定にあたって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。
- ・ 特別委員会は、本諮問対象取引に関する検討に際し、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてトラスティーズを選任しており、トラスティーズからも当社株式の株式価値に関する資料として本株式価値算定書（トラスティーズ）を取得している。トラスティーズの独立性についても、特別委員会は確認済みである。
- ・ 本田技研工業は、当社の持続的かつ飛躍的な成長のためには、当社の経営資源の最適な配分と、事業基盤の構築に関する強力なサポートを行うことが可能な本田技研工業グループ以外の第三者の戦略的パートナーとの連携・協業が必要であると考えた結果、マザーサン・グループを含む、国内外の複数の事業会社を含め他潜在的な戦略パートナーの候補との間で協議を重ね、当社株式の売却プロセスに関する提案を求める入札プロセスを行ったことが認められ、間接的とはいえ、市場における潜在的な買収者の有無を積極的に調査・検討する機会が確保されていると評価できる。
- ・ 本公開買付けの公開買付期間は30営業日に設定される予定であるところ、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、本田技研工業以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保するものと認められる。
- ・ 当社と本田技研工業との間において、取引保護条項を含む対抗的買収提案者との接触を制限する旨の合意は行われておらず、いわゆる間接的なマーケットチェックが実施されている。
- ・ 本公開買付けの実施に際しては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定以外の公正性担保措置が多く採用されていることが認められ、本公開買付けの実施に際してマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方が採用されていないこと自体が本諮問対象取引の取引条件の公正さを阻害しているとまでは認められない。

- ・ 一般株主が取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料を提供することが推奨され、M&A指針において充実した開示が期待される情報として、①特別委員会に関する情報、②株式価値算定書に関する情報及び③その他の情報（M&Aの実施に至るプロセスや交渉経緯等）が挙げられており、当社のプレスリリースにおいて記載されている。
- ・ 本諮問対象取引のうち本完全子会社化手続は、株式売渡請求方式又は株式併合方式を用いるスキームにより実行するとされており、当社のプレスリリースでは、株式売渡請求方式によるにせよ株式併合方式によるにせよ、本完全子会社化手続は本公開買付け終了後速やかに行われること、本完全子会社化手続の際に少数株主に対して交付される金銭について、本公開買付価格と同一の価格とすることが予定されている旨が開示されている。
- ・ 本諮問対象取引では、(i) 取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び(ii) 一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点のいずれの面から見ても、本取引にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用され、それらの公正性担保措置が、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

(ウ) 以下の理由により、特別委員会は、本公開買付価格について、当社の少数株主からみて、条件の妥当性が確保されていると認められる。

- ・ 本公開買付価格の一連の交渉において、SMBC日興証券及び当社から特別委員会に対して詳細な説明が行われ、特別委員会からも当該説明の都度、交渉に関して意見を述べることで、交渉に主体的に関与した。
- ・ 当社は、SMBC日興証券及びプルータスが算定した評価を参照し、かつ、特別委員会での審議等も勘案して、価格交渉を複数回実施した上で最終合意に至った。また、最終的な本公開買付価格（1,390円）は、本田技研工業が当初提示した価格（828円）よりも相当の上積みがされており、当社として、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本諮問対象取引が行われることを目指して交渉がされた経緯が認められる。
- ・ 本事業計画については、策定プロセスの観点や、その策定方法のいずれからみても、本田技研工業の恣意的な圧力が介在した事実は認められず、合理的なものと認められる。
- ・ トラストィーズ、SMBC日興証券及びプルータスが本諮問対象取引で採用した評価手法は、継続企業を前提とした企業価値評価手法であり、純資産を基礎として価値評価を行うコストアプローチは採用していない。算定機関によって採用している評価手法は異なるが、市場株価法、DCF法又は類似公開会社比準法（類似上場会社比較法）のうちいずれかを採用している。これらの評価手法の組み合わせは、企業評価の標準的なアプローチに沿ったもので妥当であると評価できる。本株式価値算定書（SMBC日興証券）、本株式価値算定書（プルータス）及び本株式価値算定書（トラストィーズ）の内容について特別委員会として必要と判断する確認を行った限りでは、各種算出

根拠について、特段指摘されるべき恣意的数値操作や非合理的算出根拠など  
は見受けられなかった。

- ・ プルータスが当社の第三者算定機関として追加で選任された経緯等につき少数株主にとって不利益となるような恣意的な事情までは認められなかった。また、本公開買付価格の公正性・妥当性の検討に当たって参照できる資料が増えること自体に少数株主の利益との観点で問題はないものと考えられ、プルータスが当社の第三者算定機関に選定された事実及び経緯に不合理な点は認められない。
- ・ 本公開買付価格である1株当たり1,390円という価格は、(i)市場株価法により算定された当社1株当たり株式価値の上限を超過しており、(ii)トラスティーズによる類似公開会社比準法により算定された当社1株当たり株式価値のレンジには満たないものの、SMB C日興証券による類似上場会社比較法により算定された当社1株当たり株式価値のレンジの範囲内にあり、かつ、(iii)当社の株式の本源的価値を表すものとされるDCF法により算定された当社1株当たり株式価値(以下「本DCF法算定結果」という。)のレンジの範囲内にあり、本公開買付価格は、トラスティーズ、SMB C日興証券及びプルータスにより算定された当社株式価値との比較の観点からしても、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考えられる。なお、本公開買付価格はトラスティーズの類似公開会社比準法による算定結果の下限を下回る点については、(i)算定を行ったトラスティーズから特別委員会に対して、類似公開会社比準法の算定結果が市場株価法の結果と大きく乖離しており、当社の株式市場からの評価は類似会社と比較して当社固有の特別な要因が大きく考慮されていることが見て取れること(もともと類似公開会社比準法は対象企業固有の価値及びリスクの実態が反映されにくいという側面があるところ、本諮問対象取引ではそのような側面が顕在化していること)からすると、類似公開会社比準法による算定結果は、当社の理論的な株価を適切に反映しているものとは言えず、当社固有の状況をより正確に反映しているDCF法により検討すべきである旨の専門的見地からのアドバイスが行われていること、(ii)実際、トラスティーズの類似公開会社比準法による算定結果の下限は2023年7月3日の当社株式の終値の2倍以上の金額であり、同種案件のプレミアム水準との比較からみても、市場価格に100%以上のプレミアムを付さなければ価格が妥当でないとはいえないと考えられることから、特別委員会としては、本公開買付価格がトラスティーズの類似公開会社比準法による算定結果の下限を下回ることの一事をもって本公開買付価格の妥当性が失われることにはならないと判断した。
- ・ 当社は、プルータスから、2023年7月3日付で、本公開買付価格は当社の一般株主にとって財務的見地から公正なものとする旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得したことも認められ、かかる事実も本公開買付価格の公正性を裏付けるものであると評価できる。
- ・ 合志技研工業株式取得の株式譲渡価格も、トラスティーズ、SMB C日興証券及びプルータスのDCF法により算定された合志技研工業の1株当たり株式

価値のレンジの範囲内にあり、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考える。

- ・ 本公開買付価格のプレミアム水準は、類似案件の平均的なプレミアム水準には満たないものの、2023年に入ってから公表された案件においては、例えば発表前日の株価とのプレミアムでいえば7件中3件が30%を下回っていること、日経平均株価等が大きく上昇している傾向にあること等を勘案すれば、相応のプレミアム水準が確保されているものと認められる。
- ・ 以上のとおり、特別委員会としては、本公開買付価格は、当社株式価値が相当程度反映されたものと考えることができ、また、合志技研工業株式譲渡の譲渡対象株式の価格も、合志技研工業の株式価値が相当程度反映されたものと考えられるので、いずれの価格についても、その妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられる。なお、本公開買付価格である1株当たり1,390円という価格は、トラスティーズ、SMB C日興証券及びブルータスによりそれぞれされた本DCF法算定結果の下限に近い金額であるものの、以上のような要素及び本諮問対象取引における合意が当社と買付者との間において独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた結果決定されたものであることが推認されることを勘案すれば、公開買付価格である1株当たり1,390円という価格がトラスティーズ、SMB C日興証券及びブルータスによりそれぞれされた本DCF法算定結果の下限に近い金額であるからといってその価格の妥当性が否定されるものではないと評価できる。
- ・ 本諮問対象取引を実現するにあたって、いったん完全子会社化を行って当社の少数株主に投資回収の機会を付与するという本取引のスキームは、当社の事業ポートフォリオの転換を実現する各種手段の中でも、妥当なものといえる。
- ・ 本公開買付け及び本完全子会社化手続における当社の評価と、本田技研工業によるマザーサンへの当社株式譲渡における当社の評価が異なる場合には、あたかも本田技研工業が当社を安く買って高く売ることによる転売利益を得るかのように見える可能性があるものの、本取引の中に本田技研工業によるマザーサンへの当社株式譲渡が含まれる結果として、当社少数株主が受け取るべき利益が本公開買付け及び本完全子会社化手続の方に回されない危険は低いと考えられる。

(エ) 以上のとおり、上記(イ)及び(ウ)について、いずれも問題がないと考えられることから、(i) 本諮問対象取引の条件(本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。)の公正性・妥当性が確保されていることが認められ、(ii) 本諮問対象取引において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていることが認められる。上記(ア)のとおり、本諮問対象取引は当社の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められることを踏まえると、本諮問対象取引は、当社の少数株主にとって不利益でないと認められる。また、当社取締役会が本公開買付けに賛同の

意見を表明するとともに、当社株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは相当である。但し、本公開買付けは公表から開始までに相応の期間を要することが想定されており、本公開買付けの開始までの期間において市場株価が本公開買付け価格を上回る事態が生じる等の変動が起きた場合、別途の考慮を要する可能性はあり得る。

当社は、2023年9月15日、本田技研工業から、本競争法クリアランスについて、ブラジルクリアランスは同年9月4日に取得済みである旨、中国クリアランスは同年9月中に取得見込みである旨、米国クリアランスは同年10月11日に法定の待機期間が満了し、同日に取得見込みである旨マザーサンから連絡を受けたことの伝達を受けるとともに、遅くとも公開買付け期間中には全ての本競争法クリアランスが取得できるとの判断のもと、本前提条件のうち、本公開買付け開始時点で未取得の本競争法クリアランスの取得については放棄した上で、その他の本前提条件が充足（又は本田技研工業により放棄）されることを前提に、本公開買付けを同年10月5日から開始したい旨の伝達を受けました。これを踏まえ、2023年9月25日、当社は、当社の特別委員会に対して、特別委員会が2023年7月3日付で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。そして、2023年9月26日、当社は、本田技研工業から、米国クリアランスは依然として同年10月11日に取得見込みである旨、及び、中国クリアランスは中国の競争当局から追加質問があったため取得の見込み時期が後ろ倒しになったものの、同年10月中旬には取得見込みである旨マザーサンから連絡を受けたことの伝達を受けるとともに、公開買付け期間中には米国クリアランス及び中国クリアランスが取得できるとの判断のもと、本前提条件のうち米国クリアランス及び中国クリアランスの取得については放棄した上で、その他の本前提条件が充足（又は本田技研工業により放棄）されることを前提に、本公開買付けを同年10月5日から開始したい旨の伝達を受けました。

特別委員会は、2023年9月25日開催の第27回特別委員会及び2023年10月3日開催の第28回特別委員会において、当社にて2023年7月3日以降、本諮問対象取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、本諮問事項について検討を行った結果、2023年7月3日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、同年10月4日、当社取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の2023年10月4日付答申書を提出しました。

#### ⑤ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

特別委員会は、本諮問事項の検討に際し、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、トラスティーズに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2023年7月3日付で、本株式価値算定書（トラスティーズ）を取得しております。本株式価値算定書（トラスティーズ）の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関



する事項」の「② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。なお、トラスティーズは、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、トラスティーズから本公開買付価格（1,390円）の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

⑥ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

特別委員会は、本田技研工業、当社及び合志技研工業から独立したリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性、客観性及び合理性を確認するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、本田技研工業、当社、合志技研工業及びマザーサンの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関する意見表明、本完全子会社化手続及び合志技研工業株式譲渡を含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、本株式価値算定書（SMB C日興証券）の及び本株式価値算定書（プルータス）の内容並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、特別委員会から取得した2023年7月3日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「（1）本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、本公開買付価格は妥当性を有するものと考えており、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2023年7月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

当社は、2023年9月15日、本田技研工業から、遅くとも公開買付期間中には全ての本競争法クリアランスが取得できるとの判断のもと、本前提条件のうち、本公開買付け開始時点で未取得の本競争法クリアランスの取得については放棄した上で、その他の本前提条件が充足（又は本田技研工業により放棄）されることを前提に、本公開買付けを同年10月5日から開始したい旨の伝達を受けました。その後、2023年10月4日、当社は特別委員会から、本諮問対象取引が当社の少数株主にとって不利益でない旨の特別委員会の意見に変更はないことを内容とする2023年10月4日付答申書を取得いたしました。

当社は、2023年10月4日付答申書の内容及び2023年7月4日開催の取締役会以降の当社の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、2023年10月4日時点においても、本取引を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が高まりこそすれ、薄れることはなく、2023年7月4日時点における当社の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2023年10月4日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

上記各取締役会においては、当社の取締役5名のうち、志賀幸光氏を除く4名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員一致により上記決議を行いました。なお、志賀幸光氏は、本田技研工業の出身者（2021年6月付で当社に転籍）であること及び合志技研工業の代表取締役であることから、利益相反のおそれを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の立場において本取引に関する検討並びに本田技研工業との協議及び交渉には参加していません。一方で、上記各取締役会における審議及び決議に参加した当社の取締役のうち、当社の代表取締役社長である可知浩幸氏は、本田技研工業の出身者（2022年4月付で当社に転籍）であり、また合志技研工業の取締役であるものの、当社の代表取締役社長として当社の企業価値向上の観点から本取引の検討及び交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していること、本田技研工業在籍時に本取引について検討をしていないこと、本田技研工業との間で何らの契約も締結しておらず指揮関係にないこと、当社へ転籍したため将来的に本田技研工業へ復帰する可能性がないこと及び合志技研工業の立場において本取引の検討及び交渉に参加していないこと等の事情に鑑み、当社の立場において本取引に関する検討並びに本田技研工業との協議及び交渉に参加しております。当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役員の範囲を含みます。）は、特別委員会における独立した法律事務所である中村・角田・松本法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、特別委員会の承認を得ております。

なお、上記各取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、当社が2023年12月5日に公表した「本田技研工業株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」の「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役5名のうち、志賀幸光氏を除く4名が決議に参加し、決議に参加した取締役全員一致により、本田技研工業からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

また、上記取締役会には、当社の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本田技研工業は、2023年7月4日の本公開買付けの開始予定に関する公表から本公開買付けの開始までに約3ヶ月の期間が経過していることから、本田技研工業以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えていると考えているとのことです。

また、本田技研工業は、当社の株主の皆様へ本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について本田技研工業以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを意図して、公開買付け期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長期の31営業日に設定しているとのことです。

また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本田技研工業及び当社は、本戦略パートナー最終候補を含む、国内外の複数の事業会社を含めた潜在的な本戦略パートナー（本田技研工業グループ以外の第三者の戦略的パートナーをいいます。）の候補との間で協議を重ねました。本田技研工業は当社と協議を行いつつ、2022年3月中旬より、当社株式の売却について、複数の候補先に打診することによる入札プロセスを実施しており、幅広く提案を受ける機会を確保することによる積極的なマーケットチェックが実施されています。

さらに、本田技研工業及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑨ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

本田技研工業は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、本田技研工業が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（但し、本田技研工業が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の本株式売渡請求をすること、又は本公開買付けの成立後に、本田技研工業の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合に、本田技研工業が、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請をすることを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対して価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（本田技研工業及び当社

を除きます。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、本田技研工業は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

本田技研工業は、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払うことを予定しているところ、本田技研工業が本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出した2023年10月4日付の残高証明書を確認した結果、本田技研工業は本売渡対価の支払いのための資金に相当する銀行預金を有していること、また、本田技研工業によれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する可能性も認識していないとのこと等から、本田技研工業による本売渡対価のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について本田技研工業が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を交付するものとしているところ、上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

該当事項はありません。

以上